

議会におけるモバイル端末の整備の方向性について（たたき台）

1. 現状

現在、パソコンとタブレットの2つの端末を併用していますが、タブレットのサポート期間の終了が令和9年夏頃と予想されていることから、今後の議会におけるモバイル端末の整備について検討が必要となっています。

平成11年度～ 一人一台パソコン配付
〔 執行部で一括調達
現在のパソコンは令和7年度に更新 〕

令和2年度～ タブレット配付
〔 コロナ禍におけるデジタル化推進の一環として、
執行部予算により措置 〕

2. 執行部の考え方

議員に配付されている一人一台パソコンについては、今後、執行部の一括調達による更新は行われぬ方針です。

タブレット端末は、一人一台パソコンがオンライン会議等に対応可能となったことから執行部での更新は行われません。

3. 方向性について（案）

上記により、議員用のモバイル端末は、今後議会において調達・管理することが求められます。

両端末で多くの機能が重複していること、議員に複数の端末を配付しているのは本県のほか2都県（東京都、広島県）のみであること（令和8年3月現在）等の観点から、「モバイル端末の一本化」の検討が必要です。

4. モバイル端末の比較

※モバイル端末に求められる機能等の比較は、別紙1参照

※想定される財政負担の比較は、別紙2参照

5. 検討いただきたい論点

①モバイル端末の一本化を行うか

（端末の一本化を行う場合）

②一本化するモバイル端末をどうするか

※一本化するモバイル端末を決定するに当たって、機能等の重要性の評価は妥当か

③モバイル端末の選択制を設けるか

※その場合、改選時の配付において調整が必要となる等の課題がある